

一、労働者側

- (1) 争議国ハ持天状ヲ見越シ六月十九日より所轄大塚署ノ附  
款附許可ヲ受ケ行爲ヲ開始
- (2) 六月十九日工場、差セル解雇通知ニ對シ整備部後業員ハ二  
十日十四名分ノ通知書ヲ集メ工場主ニ返戻ス
- (3) 六月二十一日整備部亦両部ノ争議国員約二十名ハ工場主宛  
ヲ訪問シタルカ福山ト会见スルヲ得テ持参セル決議文ノ内容  
ヲ家人ニ通シテ無事帰國ス
- (4) 争議国ハ交渉、進展セサルハ前田郁カ工場側ヲ代表スルカ  
爲ニ然リトナシ致程ノビラテ作製前田ノ住所四谷区左門町附  
近ニ賂付撒布セルカ共ノ内容
- 悪玉ペテニ師前田郁を四谷区内よりオッポリ出セ
- 高等乞食前田郁を募集

○ 前田は会社に宛付け争議を食物にする乞食です

二、工場側

- (1) 工場ハ六月十九日後業員古瀬政一外二十五名ニ宛テ解雇通  
知書ヲ郵送
- (2) 後業員側ハ前田郁ヲ交渉代表ヲ忌避シ其ノ委員解雇ヲ申出  
テタルニ福山ハ其ノ要求ヲ拒ミ交渉ニ工場主ヲ出席セシムル  
エトノ條件ヲ提供ス

一、交渉状況

- (1) 六月十九日午後三時二十分工場事務所ニ於テ工場代表前田  
郁福山威之助等整備部後業員代表高野実外四名会见セルカ工  
場側ノ態度強硬ニシテ遂ニ決裂ス
- (2) 牛込区西五軒町三丁目土木建築業小俣復郎ハ両者ノ間ニ入り  
テ事後、補償ヲ申出テ六月二十三日双方ノ諒解ヲ得タリ